

人傷保険における請求権代位の範囲

岡 田 豊 基

1. はじめに

実損てん補型の傷害保険である自動車保険契約の人身傷害補償保険（以下「人傷保険」という。）（人身傷害補償条項〔以下「人傷条項」という。〕）において、被保険者（被害者）と加害者との間で過失相殺がなされ、被保険者の加害者に対する損害賠償請求権の額が実際の損害額を下回る場合、保険者が約款規定に基づき被保険者に代位（請求権代位）する損害賠償請求権の範囲の解釈について、裁判上争いがみられる。

最高裁は、平成20年10月7日第三小法廷判決⁽¹⁾においてこの争いに関して判示するものの、判決内容は、保険者は支払った人傷保険金相当額まで代位とする考え方を否定するにとどまっていたが、平成24年2月20日第三小法廷判決⁽²⁾において、人傷保険金を支払った保険会社は、「保

(1) 裁時1469号1頁，判時2033号119頁，判タ1288号57頁，交民集41巻5号1104頁，最高裁裁判集民事229号19頁。判批，高田淳・法セ650号124頁（2009年），山野嘉朗・民商140巻3号361頁（同），同・リマークス40号110頁（2010年），出口正義・判評609号33頁（判時2051号195頁）（2009年），山本豊・判タ1305号38頁（同），石田清彦・保毎2009年11月18日号4頁（同），同『保険判例2010』210頁（保険毎日新聞・2010年），仮屋篤子・速報判例解説（法学セミナー増刊）5号79頁（2009年），松葉佐隆之・別冊判タ29号124頁（平成21年度主要民事判例解説）（2010年）。

(2) 民集66巻2号742頁，裁時1550号5頁，判タ1366号83頁，金判1391号28頁，判時2145号103頁，金法1949号79頁，交民集45巻1号1頁。判批，奥田直之・自保ジャーナル1869号1頁（2012年），嶋寺基・NBL 974号6

險金請求権者に裁判基準損害額に相当する額が確保されるように、上記保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回る場合に限り、その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当である」と判示するに至り、裁判所の立場を明確にした。この立場は、その後、最高裁平成24年5月29日第三小法廷判決⁽³⁾において再度確認されている。これに対して、大阪高判平成24年6月7日⁽⁴⁾では、最高裁平成24年2月判決および平成24年5月判決とは異なり、損害賠償金の支払が人傷保険金の支払に先行する事案について新しい視点から判示されており、注目すべきであろう。

筆者は、すでに拙稿⁽⁵⁾においてこの問題について学説・判例を整理し、検討を行っているが、最三小判平成24年2月20日が下されていることから、そして、学説において見解が分かれることから、最三小判平成20年10月7日以降の主な判例も含めて整理しながら、本稿において再考⁽⁶⁾いう形で改めて検討する。

頁(同)、島智久・共済と保険54巻10号140頁(2012年)、榎本光宏・ジュリ1447号94頁(同)、潘阿憲・民商147巻178頁(同)、同・判例セレクト2012Ⅱ20頁(法学教室)(同)、水野信次・銀行法務21・745号59頁(同)、同・銀行法務21・756号83頁(2013年)、肥塚肇雄・判評647号32頁(判時2166号178頁)(同)、野村修也・平成24年度重要判例解説(ジュリ1453号)111頁(同)、出口正義・リマークス46号102頁(同)、濱口弘太郎・北大法学論集64巻1号52頁(同)、近藤明日子・青野渉・法セ697号10頁(同)。

(3) 裁時1556号6頁、判時2155号109頁、判タ1374号100頁、金判1398号16頁、金法1965号127頁、交民集45巻3号533頁、最高裁裁判集民事240号261頁。判批、自保ジャーナル1874号1頁(2012年)、佐野誠・民商147巻2号249頁(同)、土岐孝宏・法セ696号133頁(2013年)。

(4) 高裁民集65巻1号1頁、判時2156号126頁、判タ1389号259頁、交民集65巻1号1頁。判批、鈴木達次・判評650号28頁(判時2175号142頁)(2013年)。

(5) 拙稿「人身傷害補償保険における保険者の代位取得の範囲」『保険学保険法学の課題と展望(大谷孝一博士古稀記念)』359頁(成文堂・2011年)。

2. 人身傷害補償保険の概要

人傷保険とは、自動車の運行に起因する事故等であって、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者（被害者）が身体に傷害を被ることによって被保険者等が被る損害に対して、人傷条項および一般条項に従って保険金を支払うものであり（家庭用総合自動車保険普通保険約款第2章傷害保険第1節人身傷害条項1条）、保険金は、被保険者に過失がある場合であっても、故意またはきわめて重大な過失にあたらぬ限り、人傷保険の保険金額（以下、「人傷保険金額」という）を限度として、被保険者の過失の有無またはその割合に関係なく支払われる（同4条2項1号）。支払保険金の額の計算については、一般的に、人傷基準損害額（人傷保険において保険者の認定する被保険者の損害額算定基準に従い算出される損害額であり、任意保険の損害額算定基準に準ずるもの）をもとにして、2つの方式が規定されている。すなわち、①人傷基準損害額から、自賠責保険による支払額・任意保険による支払額・支払済損害賠償額・労災保険等による支払額等の合計額を控除する場合と、②人傷基準損害額のうち被害者有責部分（過失相殺による減額部分）から労災保険等による支払額等を控除する場合であり、この場合には、保険者の同意に従って行われる。⁽⁷⁾

代位については、「被保険者または保険金請求権者が他人に損害賠償を請求することができる場合には、当社は、その損害に対して支払った保険金の限度内で、かつ、被保険者等の権利を害さない範囲内で、被保険者等がその者に対して有する権利を取得」すると規定するのが通常である（同11条、第4章一般条項23条1項）。⁽⁸⁾

(6) 拙稿・前掲注(5)の内容と重複する部分があるが、論文の構成上、お許しいただきたい。

(7) 山下友信「人身傷害補償保険の保険給付と請求権代位」保険学雑誌600号122頁（2008年）。

3. 学説の概要

人傷条項において保険者が代位取得する権利の範囲の基準について、⁽⁹⁾学説が分かれている。すなわち、(i) 保険者は、支払った人傷保険金のうち、損害賠償請求訴訟において認定された加害者の過失割合に対応する金額について代位すると解する説（比例説）、(ii) 被保険者が人傷保険金と損害賠償金とを合わせて損害額をすべて回収できるようにし、保険者は、それでも余る権利の部分について代位すると解する説（差額説）がある。主要な学説の多くは差額説をとるが、差額説は、人傷保険金において保険者が⁽¹⁰⁾てん補すべき損害をめぐって二分される。すなわち、保険者は、人傷保険金と損害賠償金との合計額が人傷基準損害額を上回るときに、その上回る額について代位すると解する説（人傷基準差額⁽¹⁰⁾説）と、保険者は、人傷保険金が損害賠償請求訴訟等の司法手続において認定された被害者の過失割合に対応する損害額を上回るときに、その上回る額について代位すると解する説（裁判基準差額説または訴訟基準⁽¹¹⁾差額説⁽¹²⁾）とに分かれる。これに対して、人傷基準差額説および裁判基準

(8) 拙稿「判批」リマークス39号96頁（2009年）。保険法制定前のT社約款では、賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は算定額から賠償義務者に賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを請求できるとし、その場合、保険会社は被保険者の賠償義務者に対する権利は取得しない旨が明記されている（T社保険約款第2章傷害保険5条4項・5項〔2008年3月作成〕）（拙稿96頁）。

(9) 梅崎剛「人身傷害補償保険をめぐる諸問題」判タ1236号71頁（2007年）を参照。本稿において示す説の他に、保険者は支払った人傷保険金相当額まで代位すると解する説（絶対説）（横浜地判平成13年12月27日自保ジャ1433号15頁を参照）があるが、この説は、最三小判平成20年10月7日において否定されていることから、本稿の対象としない。

(10) 植田智彦「人身傷害補償保険における損害填補及び代位の範囲についての考察」判タ1243号4頁（2007年）、坂東司朗「判批」損保研究70巻3号159頁（2008年）。

(11) 梅崎・前掲注(9)71頁、村田敏一・リマークス36号106頁（2008年）。

人傷保険における請求権代位の範囲

差額説はともに難点を抱えることから、人傷保険金の支払が先行した場合と損害賠償が先行した場合とにかかわらず、被保険者が同一額を確保するとの観点から、裁判基準による損害額が確定している限りにおいて、人傷基準による損害額を裁判基準による損害額と読み替えるべきであると解する説⁽¹³⁾が有力に提唱されている⁽¹⁴⁾。

4. 主な判例

【1】神戸地判平成16年7月7日⁽¹⁵⁾

<事実の概要>

Y₁（被告）が自動車運転中、X₁（原告）運転の自転車に衝突し、X₁が負傷した。X₁は、父AがX₂損害保険会社（原告）との間で締結していた自動車保険契約に基づいて、保険金を受領した。そこで、X₁は、Y₁に対しては自賠法3条に基づき、Y₂（被告）に対しては民法715条に基づきそれぞれ損害賠償を請求し、X₂はY₁らに対して、代位取得した損害賠償請求権を行使し、損害賠償金の支払を請求した。

<判旨>一部認容、一部棄却（確定）。

「人身傷害補償保険は、被保者の故意又は極めて重大な過失等の例外的な場合を除いては被保険者の過失の有無にかかわらず、損害の全額（ただし、保険金額を限度とする。）を支払うものであって、X₂は、被保険者に過失がある場合には、支払った保険金のうち、加害者の過失割合部分に相応する損害賠償請求権を取得すると解される」。

【2】大阪地判平成18年6月21日⁽¹⁶⁾

<事実の概要>

(12) 拙稿・前掲注(8)95頁。

(13) 山下・前掲注(7)133頁。

(14) 拙稿・前掲注(8)96頁。

(15) 交民集37巻4号895頁。

(16) 判タ1228号292頁，交民集39巻3号844頁。判批，小野寺千世・ジュリ1379号122頁（2009年）。

Y₁ (被告) が Y₂ (被告) 所有の自動車を運転中、A に衝突し、A が死亡した。A の妻 X₁ (原告) ・子 X₂ (原告) は、A が B 損害保険会社との間で締結していた自動車保険契約に基づいて、人傷保険金と自賠責保険金を受領した。そこで、X らは、Y₁ に対しては自賠法3条に基づき、Y₂ に対しては民法715条に基づきそれぞれ損害賠償を請求した。

<判旨>一部認容 (確定)。

「人身傷害補償保険は、被保険者及びその親族が人身傷害事故により傷害を被ることによって被る損害を補填するものであり……損害額は、本件約款別紙に定める基準 (以下『本件約款基準』という。) に従って算定され (本件約款基準に従って算定された金額を以下『算定損害額』という。), 証券記載保険金額が上限を画するという制限のもと、算定損害額と費用相当額は、本件人身傷害補償保険契約に基づく保険金により、あるいは自賠責保険等に基づく給付と同保険金の合算により補填される構造になっている」。

「保険契約者は……本件人身傷害補償保険と自賠責保険等に基づく給付を通じて……算定損害額の限度で損害が填補されるものとして本件人身傷害補償保険を理解するのが通常であると考えられるから、その填補についての期待を害することは本件約款17条が準用する一般用総合自動車保険に関する普通保険約款 (以下『一般条項』という。) 23条1項の『被保険者の権利を害』するものというべきである。そして、この理は、算定保険金額が証券記載保険金額を上回り、後者の金額が支払われる場合にも妥当する……。すなわち、証券記載保険金額が支払われる場合においても、本件人身傷害補償保険と自賠責保険等に基づく給付を通じて、算定損害額に可及的に近い限度で損害が填補されるという保険契約者の期待を害することは一般条項23条1項の『被保険者の権利を害』するものというべきである。

以上からすると、代位は、前記の期待を害しない範囲で生ずると解するのが相当であるから、証券記載保険金額が支払われる場合、その金額

人傷保険における請求権代位の範囲

は、まず、算定損害額のうち過失相殺部分（民法上の損害額及び過失相殺を觀念し、算定損害額から民法上の過失相殺後の損害額を控除した部分）に充当され、その残部について代位が生ずると解される。」

【3】東京地判平成19年2月22日⁽¹⁷⁾

<事実の概要>

Y（被告）が自動車を運転中、X（原告）運転の自転車に衝突し、Xが負傷した。Xは、夫AがB損害保険会社との間で締結していた自動車保険契約に基づいて、保険金を受領した。そこで、XはYに対して、民法709条および自賠法3条に基づき損害賠償を請求した。

<判旨>一部認容、一部棄却（確定）。

「一般条項23条1項において、保険会社が被保険者の損害賠償請求権を代位取得する範囲につき、保険会社の支払った保険金の額を限度とするだけでなく、『被保険者の権利を害さない範囲内で』という制限を置いたのは、被保険者の利益を尊重して、被保険者が保険金の支払いを受けても補されない損害が残る限り、被保険者が保険会社に優先して損害賠償請求権を行使できるものとし、保険会社は被保険者の上記権利行使を害しない残額についてのみ上記損害賠償請求権を代位取得できるとどめたものと解される。」

「人身傷害補償条項には、被保険者が損害を被った事故における被保険者の過失に関する規定がないことによると、保険会社は、被保険者の過失の有無及び割合に関係なく、被保険者が被った損害につき、保険金額を上限として人身傷害補償条項に基づく額を支払うことを約しているものと解される……。そこで、上記の人身傷害補償保険は、保険会社と保険契約者との間で、保険会社が上記のとおり支払うこととし、保険契

(17) 判タ1232号128頁，交民集40巻1号276頁。判批，梅崎剛「人身傷害補償保険をめぐる諸問題」判タ1236号70頁（2007年），石田満・保毎2008年4月23日号4頁（2008年），同・保険判例2009・45頁（保険毎日新聞・2009年），村田敏一・リマークス36号106頁（2008年）。

約者は、保険金額に対応する保険料を支払うこととして締結されるもの
 ということができる。

一般条項23条1項の規定……が人身傷害補償条項11条により上記の人身傷害補償保険に適用されることからすれば、被害者（被保険者）が人身傷害保険金の支払いを受けた後に加害者に対する損害賠償請求訴訟を提起した場合において、被害者にも過失があるものとされたときは、同訴訟において認定された被害者の損害額のうち同人の過失割合に対応した額と人身傷害保険金の支払額とを対比して、後者が前者を上回るときにはじめて、保険会社はその上回る額についてのみ、被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得できるとどまると解するのが相当である。」

【4】名古屋地判平成19年10月16日⁽¹⁸⁾

<事実の概要>

Y₁（被告）は農協Y₂（被告）との間で自動車共済契約を締結していたところ、被共済車両が事故を起こしたことから、Y₂に代車の提供を要求した。Y₂はレンタカー会社Y₃（被告）と自動車貸渡契約を締結し、代車費用支払期間を貸渡期間として代車がY₁に提供された。Aは、Y₁から代車を借り受け、Y₄（被告）に貸し渡した。Y₄は、AおよびY₁の許可を得ずに代車を使用し続けた。Y₂およびY₃はY₁に対し代車の返還を求めたが、貸渡期限から24日経過した日、Y₄が代車を運転中、X₁（原告）をはね、X₁が負傷した。そこで、X₁および母X₂（原告）が、Y₄に対しては民法709条に基づき、Y₂・Y₃に対しては自賠法3条に基づきそれぞれ損害賠償請求（甲事件）し、Aが、Y₁らに対し保険代位により、損害賠償を請求（乙、丙事件）した。

<判旨>一部認容（甲事件、乙事件）、認容（丙事件）

「一般条項23条1項が、保険会社が代位取得する権利の範囲について、

(18) 判タ1283号190頁，交民集40巻5号1338頁，保毎2008年4月21日号4頁，自保ジャ1719号2頁。判批，石田清彦・保毎2008年9月24日号4頁（2008年），同・保険判例2009・149頁（保険毎日新聞・2009年）。

人傷保険における請求権代位の範囲

『支払った保険金の額の限度内で、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で』と制限しているのは、被保険者の利益を尊重し、保険金の支払いがなされてもお填補されない損害がある限り、被保険者が優先して損害賠償請求できるものとし、保険会社は被保険者の権利を害さない残額について損害賠償請求権を代位できるとしたものと解される。』

「人身傷害補償保険特約は、支払保険金の計算方法について、人身傷害補償条項損害額基準によって算出された損害額から、賠償義務者からすでに支払われた金額や自賠責保険によって支払われた保険金等を除いた金額とされ、被保険者の過失についてはなんら規定していないことから、保険会社は被保険者の過失の有無、割合に関係なく、被保険者が被った損害を保険金額の限度で上記計算された金額を支払うことを内容とした保険であると解される。

とするならば、被保険者が人身傷害補償保険金の支払いを受けた後に、加害者に対して損害賠償請求する場合において、被保険者にも過失があるとされたときには、人身傷害補償保険金はまず損害額のうち被保険者の過失割合に対応する額に充当され、人身傷害補償保険金が被保険者の過失割合に対応する額を上回る場合にはじめて、その上回った額について、被保険者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得できると解するのが相当である。』

【5】大阪地判平成19年12月10日⁽¹⁹⁾

<事実の概要>

X₁（原告）がY₁（被告）運転の自動車による事故で負傷したことから、X₁と両親X₂・X₃（原告）とが、Y₁に対しては民法709条により、自動車の保有者Y₂（被告）に対しては自賠法3条に基づき、それぞれ損害賠償を請求した。X₁は、X₂がA損害保険会社との間で締結してい

(19) 判時2028号64頁、判タ1274号200頁、交民集40巻6号1589頁。判批、小野寺千世・保毎2009年11月4日号4頁（2009年）、同・保険判例2010・201頁（保険毎日新聞・2010年）。

た自動車保険契約に基づいて保険金を受領したことから、Xらが、A損害保険会社が保険金の全部または一部に相当する額の損害賠償請求権を代位取得した限度でYらに対する損害賠償請求権を一部喪失したといえるかが争われた。

＜判旨＞一部認容（確定）。

「本件約款上、保険者であるAは、同社が、被保険者の損害に対して支払った保険金の額の限度内で、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者が上記損害の賠償義務者に対して有する権利を取得するものとされていることからみて、本件保険契約は、被保険者は、上記保険金の支払を受けても填補されない損害が残る限り、保険者に優先して損害賠償請求権を行使することができ、保険者は、被保険者の上記権利の行使を害さない範囲で上記損害賠償請求権を代位取得できるとされているものと解すべきである。」

「人身傷害補償条項中には、被保険者が損害を被った事故において、被保険者に故意又は極めて重大な過失があった場合には、Aが免責される旨の規定があるものの、被保険者に極めて重大な過失にあたらぬ過失があった場合については、特に免責の規定は設けられていないのであるから、このような事情に照らせば、本件保険契約は、自動車被保険者の過失によって生じた場合であっても、その過失が故意に準ずる極めて重大な過失でない限り、被保険者が被った損害のうち、本件約款に定められた基準に従って算出された損害額について、同契約における保険金額の限度で保険金が支払われることを前提としているものと解することができ、被保険者もそのような期待の下に本件保険契約を締結しているものというべきである。」

【6】東京高判平成20年3月13日⁽²⁰⁾

(20) 判時2004号143頁。判批、潘阿憲・保毎2008年9月26日号4頁（2008年）、甘利公人・判評600号31頁（判時2024号193頁）（2009年）、小野寺千世・保毎2009年4月22日号4頁（2009年）同・保険判例2010・64頁（保険

人傷保険における請求権代位の範囲

<事実の概要>

X（原告，控訴人・被控訴人）運転の自動車とY₁（被告，被控訴人・控訴人）運転の自動車とが衝突し，Xが負傷した。そこで，Xは，Y₁に対しては民法709条に基づき，Y₁車の運行供用者Y₂（被告，被控訴人・控訴人）に対しては自賠法3条に基づき，それぞれ損害賠償を請求した。

原審（千葉地裁八日市場支部判平成19年9月19日）は，保険金がXの負担した保険料の対価であることに照らすと，保険金を損害に充当するのは相当ではないと判示した。これに対して，XおよびYらがそれぞれ控訴した。

<判旨>原判決変更（確定）。

「本件代位規定が保険代位の範囲として保険金請求権者（被保険者）の権利を害さない範囲内との限定を加えたのは，（保険法制定前：筆者挿入。以下，同じ）商法662条1項を修正して，保険金請求権者（被保険者）が保険金と損害賠償金（第三者に対する権利）とを合わせてその損害の全部の填補を受けることができるようにし，保険金と損害賠償金（第三者に対する権利）との合計額が損害額全額を上回る場合についてのみ，保険会社がその上回る部分を代位取得するとの考え方（いわゆる差額説）に出たものと解するのが相当である。なぜなら，本件約款が保険代位の一般規定である商法662条1項にはない保険金請求権者（被保険者）の権利を害さない範囲内との文言を加えている以上，保険代位の範囲を商法662条1項よりも限定して解釈するのが相当であり，本件代位規定の文言と類似する商法662条2項の『被保険者ノ権利ヲ害セサル範囲内ニ於テノミ』との文言が，被保険者の権利行使が保険者の権利行使に優先するという趣旨に解されていることもとも整合するからである。実質的にみても，保険契約者が自ら保険料を支払って本件人身傷害補償

保険に加入するのは、被保険者に過失がある場合には加害者に対する損害賠償請求権のみをもってしては被保険者に生じた全損害を填補することができなくなるから、このような場合であっても全損害をできるだけ多く填補しようとするためであると解される。

したがって、被保険者が本件人身傷害補償保険の保険金の支払を受けた後に加害者に対する損害賠償請求訴訟を提起した場合において、被保険者にも過失があるとされたときは、同訴訟において認容された加害者に対する損害賠償請求権の額と支払を受けた保険金の額との合計額が同訴訟において認定された被保険者の損害額を上回る場合に限り、その上回る限度において、すなわち、同訴訟において認定された被保険者の過失割合に対応する損害額を保険金の額が上回る場合に限り、その上回る限度において、保険会社は被保険者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得し（ただし、上回るか否かの比較は、積極損害、消極損害、慰謝料の損害項目ごとに行うべきである。）、被保険者はその限度で加害者に対する損害賠償請求権を喪失するものと解すべきである。』

【7】福岡地判平成20年6月5日⁽²¹⁾

<事実の概要>

Y₁（被告）運転の自動車と衝突し、死亡したAの相続人X₁～X₃（原告）が、Y₁、保有者Y₂（被告）およびY₁の使用者Y₃（被告）に対しては、自賠法3条に基づいて損害賠償金の支払を請求し、損害保険会社X₄（原告）は、保険金を支払ったことにより損害賠償請求権の一部を代位取得したとして、損害賠償を請求した。

<判旨>認容。

「保険会社が被保険者の第三者に対して有する損害賠償請求権の場合には、一部保険の比例分担の原則（商法636条）に従い、保険者は、被保険者の第三者に対する請求権のうち、当該請求権の額に保険価額に対

(21) 交民集41巻3号698頁。

人傷保険における請求権代位の範囲

する割合（付保割合）を限度として取得するものと解される。」

【8】最判平成20年10月7日

＜事実の概要＞

X（原告，控訴人・被控訴人，上告人）運転の自動車とY₁（被告，控訴人・被控訴人，被上告人）運転の自動車と衝突し，Xが負傷した。Y₁は，Y₂損害保険会社（被告・被控訴人・被上告人）との間で自動車保険契約を締結し，Xの父Aは，B損害保険会社との間で自動車保険契約を締結していた。Xは，保険金を受領するとともに，自賠責保険から損害賠償として支払を受けた。そこで，XがY₁に対しては自賠法3条または民法709条に基づき損害賠償を請求し，Y₂に対してはXとY₁との間の判決の確定を条件に同額の保険金の支払を請求した。

神戸地裁姫路支判平成19年2月21日は，XのY₁・Y₂に対する請求を認容した。⁽²²⁾大阪高判平成19年9月20日は，XのY₁に対する請求を認容し，XとY₁との間の判決の確定を条件でXのY₂に対する請求も認容した。⁽²³⁾これに対して，Xは，傷害保険金の全額を過失相殺後の損害額から控除した原審の判断の法令違反を主張して上告した。

＜判旨＞破棄差戻。⁽²⁴⁾

「本件保険契約においては，本件保険契約に基づく保険金を支払ったBは同保険金を受領した者が他人に対して有する損害賠償請求権を取得する旨のいわゆる代位に関する約定があるというのであるから，Bは，本件傷害保険金の支払によって，XのY₁に対する損害賠償請求権（以下『本件損害賠償請求権』という。）の一部を代位取得する可能性があり，Bが代位取得する限度でXは上記損害賠償請求権を失うことになるのであって，本件傷害保険金の支払によって直ちに本件傷害保険金の金額に相当する本件損害賠償請求権が消滅することにはならない。」

(22) 交民集41巻5号1107頁。

(23) 交民集41巻5号1139頁。

(24) 差戻控訴審である大阪高裁では和解されている（平成21年2月2日）。

「本件傷害補償条項を含めて本件保険契約の具体的内容等が明らかではないので、上記の代位の成否及びその範囲について確定することができず、Bが本件傷害保険金の金額に相当する本件賠償請求権を当然に代位取得するものと認めることもできない。」

「原審は、本件傷害補償条項を含む本件保険契約の具体的内容等について審理判断することなく、本件損害賠償請求権の額を算定するに当たり、Xの損害額からXの過失割合による減額をし、その残額から本件傷害保険金の金額を控除したものである。しかも、Xは……本件傷害保険金のうちY₁の過失割合に対応した金額に相当する本件損害賠償請求権をBが代位取得する旨の合意がXとBとの間で成立している旨主張していることが記録上明らかであるが、原審は、この合意の有無及び効力についてもなんら審理判断していない。……本件を原審に差し戻すこととする。」

【9】岡山地裁倉敷支判平成22年2月19日⁽²⁵⁾

<事実の概要>

Aは、Y（被告・被控訴人・上告人）運転の自動車に衝突され、死亡した。本件事故における過失割合は、Aが35%であり、Yが65%である。Aは、X損害保険会社（原告・控訴人・被上告人）との間で、自己を被保険者とする自動車保険契約を締結していた。Xは、人傷条項に基づき、Aの相続人らに対し、保険金として、Aに係る人傷基準損害額から自賠法に基づく責任保険から支払われた額を控除した金員を支払った。

<判旨>請求棄却。

「人身傷害保険契約を締結する被保険者は、自己に過失ある場合でも、約款で定められた損害額（人傷基準積算額）の範囲内で保険金の支払を受けられるのであり、裁判で認定される損害額までの支払を補償されているわけではない。そうすると、人身傷害保険契約を締結する際に被保険者が期待しているのは、『自己の過失の有無、割合を問わず、人傷基

(25) 金商1398号23頁、交民集45巻3号535頁。

人傷保険における請求権代位の範囲

準積算額まで損害の填補を受けられる利益』であろうし、そう解することが当事者の合理的解釈に合致する。したがって、『被保険者等の権利を害さない限度で』という本件代位規定は、『保険契約者の合理的期待（前記利益）を害さない範囲内で』と解すべきであるから……人傷基準差額説が基本的に相当である。』

【10】 広島高裁岡山支判平成22年7月16日⁽²⁶⁾

＜判旨＞原判決変更，請求一部認容，請求一部棄却。

「人身傷害保険契約を締結する被保険者は，自らに過失がある場合でも，同約款に従って算出された損害額（人傷基準積算額）の限度内では保険金の支払を受けられるものの，裁判において認定される損害額までの支払を保証されているということとはできない。そうすると，被保険者が人身傷害保険契約を締結する際に期待しうるのは，自己の過失の有無ないし割合を問わず，人傷基準積算額まで損害の填補を受けられる利益であるということができる。したがって，『被保険者等の権利を害さない限度で』との本件約款の上記代位規定は，保険契約者の上記の合理的期待を害さない範囲内という意味に解されることとなり，控訴人が主張する人傷基準差額説をもって相当というべきである。』

「訴訟基準差額説は，上記のような人身傷害保険契約の契約当事者の抱く合理的期待に沿わない上，被害者が人身傷害保険金を受領した後に加害者に損害賠償を請求する場合と，加害者から損害賠償金を受領した後に人身傷害保険金を保険会社に請求する場合とで，被害者が受領する合計金額が異なることになる可能性がある点……で不相当である。』

【11】 京都地判平成23年6月3日⁽²⁷⁾

＜事実の概要＞

A運転の自動車とB運転の自転車とが衝突し，Bが死亡した。BはY損害保険会社（被告・控訴人）との間で自動車保険を締結しており，Y

(26) 金商1398号19頁，交民集45巻3号543頁。

(27) 交民集44巻3号751頁。

は、Bの夫 X_1 （原告・被控訴人）・子 X_2 （同）に対して、人傷保険金の支払義務を負う。Bの死亡に伴う人身損害の額は、合計35,650,325円である（以下「人傷基準算出損害額」という。）。

XらとAとの間で、Bの人身損害に関し、損害賠償金として、既払金を除き、Aが X_1 に対しては2,647万円、 X_2 に対しては1,323万円の各支払義務があることを認め、訴訟上の和解が成立し、これを受けて、Aの加入するC損害保険会社は、Xらに和解金を支払った。和解成立前のAからXらへの既払金は、470,855円であり、Aからの本件事故に関する支払金額は合計40,170,855円であることから、Yが支払うべき保険金額の算定方法、特にAの既払金を保険金額の算出にどのように反映すべきかが争われた。

<判旨>請求認容。

人傷保険は「〔1〕責任割合にかかわらず実損害の補償を目的とすること……，〔2〕速やかに保険金が支払われること……の2点を大きな特質、特徴とする……。〔1〕でいう『実損害額』とは、被害者に実際に生じた損害額と解され、これは一般に訴訟において認められる損害額と観念され、〔2〕の『速やか』というのは、相手方との交渉、ないし責任原因や過失割合についての調査、訴訟等による時間、労力及び費用を要せずという点を主眼とすると理解される。

また、本件の人傷保険においても……〔3〕保険金額及び保険約款上の損害算出基準は実損害額と同視される一般の訴訟において認定される損害額ないしその算定基準と比較してかなり低いこと……，〔4〕消費者契約の典型であること……が認められる。

これらの諸点を重視して、被害者側からの賠償金支払が先行した場合の人傷保険金額の算定方法について検討する。

まず、人傷基準算出損害額から既払い賠償金額をそのまま差し引くという人傷基準絶対説……は、被保険者に事故について過失がある場合、〔3〕により、〔1〕の趣旨が全く没却されることになり、被保険者の予

人傷保険における請求権代位の範囲

測を通常の前測を大きく裏切り、〔4〕に対する配慮が著しく欠けることとなるのみならず、保険会社が保険金の支払をせず放置し、あるいは請求されても支払いを拒否している間に、加害者側との交渉ないし訴訟が着落し、加害者側の賠償金が先に支払われるという〔2〕の趣旨に全く反する事例において、不当に保険金の支払いを怠り続けた保険会社の支払うべき負担が軽減されるという非常に不合理な結果を生じるのであり、〔2〕の趣旨を没却するとともに信義に反する結果を容認することとなり、まことに不都合である。よって、この見解は不当である。

〔3〕を前提に〔1〕を重視するためには、実損害額として訴訟基準の損害額を算出過程で用いるほかない。また、過失割合を保険金額の算出において考慮する見解（いわゆる比例説）は、〔2〕の趣旨と適合しないので相当ではない（また、この見解に従うと、保険金額の算出を巡って、被保険者……側は、過失が小さいことを主張立証して、支払うべき保険金額をできるだけ少なく済まそうとするという状況が基本的に常に生じ、これは不合理である……）。

結局、訴訟基準により人身損害の全額を認定算出し、この金額から既払い賠償金額を控除し、その残額を保険金額及び人傷基準算出損害額の範囲内で支払うべき保険金額とする考え方が妥当であると解される。……その結果、Yが指摘するような個々の保険約款上の規定の文言との整合性が欠ける点は生じるものの、〔4〕を考慮すると、個々の規定との整合性などのいわば技術的問題より〔1〕、〔2〕の趣旨を損なわないことを重視すべきであるから、規定との整合性は必ずしも重視する必要はない」。

【12】最判平成24年2月20日

<事実の概要>

Aは、Y₁（被告、控訴人、上告人・被上告人）が運転し、Y₂（同）が保有する自動車に衝突され負傷し、死亡した。Aが損害は合計78,282,219円であるが、Aの過失割合が10%であることから、AがY₁ら

に対して賠償請求できる損害金（以下「Aの損害金」という）の額は、70,453,997円となる。Aの両親 X_1 （原告、被控訴人、上告人・被上告人）・ X_2 （同）は、本件事故によるAの損害につき、共済組合から1,239,297円、 Y_2 から7,930,904円の支払を受けた。その結果、 X らが Y らに対して賠償請求できるAの損害金の残元本は、Aの損害金70,453,997円から上記各支払額を控除した61,283,796円となった。 X_1 は、Aを被保険者として、B損害保険会社との間で自動車保険契約（以下「本件保険契約」という）を締結していた。Aの人傷基準損害額は67,417,099円である。 X らは、Aの損害につき、Bから、人傷条項に基づき、保険金として、人傷基準損害額から上記の各支払額を差し引いた58,246,898円の支払を受けた。

X らは、 Y_1 に対しては民法709条に基づき、 Y_2 に対しては自賠法3条に基づき、それぞれ損害賠償の訴えを提起し、Aの損害金の残元本の各2分の1である9,243,908円、および固有の損害金元本の支払等を求めた。

札幌地裁岩見沢支判平成20年9月26日⁽²⁸⁾は、人傷特約においては、被保険者の損害に対して保険金を支払うとされていることからすれば、保険金の支払による代位は、被保険者の損害分について生じるものと解するべきであり、その支払により代位される遅延損害金請求権についても、損害分についてのみ代位が生じると判示した。

札幌高判平成21年4月10日⁽²⁹⁾は、人傷保険において、民法491条と異なる充当の定めがあったとしても、この契約を締結した当事者を拘束するのみで、第三者である加害者に対して損害賠償を請求する場合、この定めに従わなければならない理由はない。遅滞となっている債務について、債務全額よりも少ない額の弁済があった場合における弁済充当の規定は、債権者と弁済者との公平を考慮して定められたものであるし、代位によつ

(28) 民集66巻2号769頁，金判1391号37頁。

(29) 民集66巻2号787頁，金判1391号34頁。

人傷保険における請求権代位の範囲

て債権が移転した後に加害者への損害賠償請求をするときは、保険契約の当事者以外の第三者に対する請求であるから、弁済充当に関する法の規定を準用して代位の範囲を決定すべきであると判示し、原判決を変更した。

＜判旨＞一部破棄自判，一部棄却。

(1) 人傷条項に基づき「被保険者である……被害者が被った損害に対して保険金を支払ったBは、上記保険金の額の限度内で、これによって填補される損害に係る保険金請求権者の加害者に対する賠償請求権を代位取得し、その結果、Bが代位取得する限度で、保険金請求権者は上記請求権を失い、上記請求権の額が減少することとなるところ（最高裁……50年1月31日第三小法廷判決……参照）、Bがいかなる範囲で保険金請求権者の上記請求権を代位取得するのかは、本件保険契約に適用される本件約款の定めるところによることとなる。

(2) 本件約款によれば、上記保険金は、被害者が被る損害の元本を填補するものであり、損害の元本に対する遅延損害金を填補するものではないと解される。そうであれば、上記保険金を支払ったBは、その支払時に、上記保険金に相当する額の保険金請求権者の加害者に対する損害金元本の支払請求権を代位取得するものであって、損害金元本に対する遅延損害金の支払請求権を代位取得するものではない。

(3) 「本件約款によれば、Bは、交通事故等により被保険者が死傷した場合においては、被保険者に過失があるときでも、その過失割合を考慮することなく算定される額の保険金を支払うものとされているのであって、上記保険金は、被害者が被る損害に対して支払われる傷害保険金として、被害者が被る実損をその過失の有無、割合にかかわらず填補する趣旨・目的の下で支払われるものと解される。上記保険金が支払われる趣旨・目的に照らすと、本件代位条項にいう『保険金請求権者の権利を害さない範囲』との文言は、保険金請求権者が、被保険者である被害者の過失の有無、割合にかかわらず、上記保険金の支払によって民法

上認められるべき過失相殺前の損害額（以下「裁判基準損害額」という。）を確保することができるように解することが合理的である。

そうすると、上記保険金を支払ったBは、保険金請求権者に裁判基準損害額に相当する額が確保されるように、上記保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回る場合に限り、その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当である。」

【13】最判平成24年5月29日（【10】の上诉状審）

＜判旨＞破棄差戻し。

人傷条項の「被保険者である被害者に交通事故の発生等につき過失がある場合において、上記条項に基づき被保険者が被った損害に対して保険金を支払ったXは、本件代位条項にいう『保険金請求権者の権利を害さない範囲』の額として、被害者について民法上認められるべき過失相殺前の損害額（以下「裁判基準損害額」という。）に相当する額が保険金請求権者に確保されるように、上記支払った保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回るときに限り、その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当である（最高裁平成……24年2月20日第一小法廷判決……参照）。

そして、裁判基準損害額は、人傷基準損害額よりも多額であるのが通例であり、その場合は、Xが代位取得する上記損害賠償請求権の範囲は、原審の上記の認容額よりも少額となるから、原審の上記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中Y敗訴部分は破棄を免れない。そこで……上記部分につき、本件を原審に差し戻す」。

田原陸夫裁判官の補足意見は、次のとおりである。

「法廷意見のとおり、本件約款の下で保険会社が代位取得する損害賠

人傷保険における請求権代位の範囲

償請求権の範囲を裁判基準損害額を基準として算定すべきであるとする場合には、裁判基準損害額は、人傷基準損害額よりも多額であるのが通例であるから、被害者に過失があるときは、被害者は人傷基準損害額よりも多額の填補を受けることができることになる。

ところが、本件約款上、支払われる保険金は、算定される人傷基準損害額から保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額等を差し引くこととされているから、本件約款による限り、過失のある被害者が加害者から既に過失相殺により差し引かれるべき金額以上の損害賠償金の支払を受けている場合には、被害者は人傷基準損害額の範囲でしか填補を受けられないことになる。

このように、同一の約款の下で、保険金の支払と加害者からの損害賠償金の支払との先後によって、被害者が受領できる金額が異なることは決して好ましいことではない。また、この点は、代位の範囲を人傷基準損害額を基準として算定すべきであるとの説の論拠とされていたものである。

ところで、当審として、人身傷害補償条項に基づき保険金を支払った保険会社が代位取得する損害賠償請求権の範囲は、裁判基準損害額を基準として算定すべきであると解した以上、保険金の支払と加害者からの損害賠償金の支払との先後によって被害者が受領することができる金額が異ならないように、現行の保険約款についての見直しが速やかになされることを期待する」。

【14】大阪高判平成24年6月7日（【11】の控訴審）

＜判旨＞変更（控訴一部認容、一部棄却）。

「人傷保険は、実損填補方式が採られており……被保険者の過失割合を考慮しないし、人傷基準損害額は裁判基準による損害額より少額であることから、過失相殺がされる事故の場合に、〔1〕……人傷保険会社が、被害者の……損害賠償請求権を保険代位（請求権代位）によって取得する範囲等がどうなるかとか、〔2〕被害者が加害者ないし加害者側

の保険会社から賠償を得た場合に、人傷保険金請求権の存否・額に影響が及ぶかという問題が生じる。」

〔1〕に関して、「被保険者である被害者に交通事故の発生等につき過失がある場合において……被保険者が被った損害に対して保険金を支払った保険会社は、上記代位条項にいう『保険金請求権者の権利を害さない範囲』の額として、被害者について……過失相殺前の損害額（裁判基準損害額）に相当する額が保険金請求権者に確保されるように、上記支払った保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回るときに限り、その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の……損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当である（平成24年2月最高裁判決（最三小判平成24年2月20日：筆者挿入）及び最高裁判所平成24年5月29日第三小法廷判決……参照）。」

〔2〕に関して、人傷補償特約「第9条（損害額の決定：筆者挿入）、第11条（支払保険金の計算：同）の文理は……代位規定とは異なり……明確であり、本件一般条項第24条……『被保険者の権利を害さない範囲内で』の文言を持ち出し、平成24年2月最高裁判決を援用して、支払うべき人傷保険金の金額を変更することは許されない。……平成24年2月最高裁判決が問題とした人傷保険金の支払が先行し、保険会社の代位と被保険者の損害賠償請求権が競合した場面と、賠償金の支払が先行し、本件約款……第9条……第11条……が問題となっている場面とでは、本件約款の規定、その適用場面が全く異なる」。

「(a) 最高裁判所平成20年10月7日判決の指摘—保険約款規定の重要性

……支払保険金の算定は、保険契約者と保険会社との契約、すなわち約款に定める計算規定によって定められるべきである。

最高裁判所平成20年10月7日……判決……は、人傷保険金支払が先行した事案において、保険代位の成否及びその範囲を判断するに当たって

人傷保険における請求権代位の範囲

は、保険約款の定め等、保険契約の内容を正確に確定した上で、必要な限度で約款解釈を行う必要性を指摘している。

この……指摘は、本件のような賠償金支払先行の事案について……人傷保険金を算定するに当たっても、まず保険約款の規定を重視し、保険約款の規定に則って解釈すべきことの重要性についても、妥当するものである。

(b) 本件人身傷害補償特約第9条、第11条の文理

〔1〕 Xらが主張する『保険金請求権者の権利を害さない範囲』（本件一般条項第24条、本件人身傷害補償特約第21条）は……人傷保険金の支払が先行し、Yが損害賠償義務者に対して求償する場合の規定である。

このことは、本件一般条項第24条〔1〕、本件人身傷害補償特約21条〔1〕の規定から明らかである。

〔2〕 これに対し、本件計算規定〔1〕は、本件人身傷害補償特約第9条……〔1〕で、『Yが保険金を支払うべき損害の額は、被保険者が傷害、後遺障害または死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ人傷損害額算定基準に従い算出した金額の合計額とします。』と規定し、本件人身傷害補償特約第11条……〔1〕で、『1回の人身傷害事故につきYの支払う保険金の額は、被保険者1名につき、上記9条〔1〕の額から、自賠責保険支払額、任意保険支払額、賠償金支払額、労災補償給付額等の合計額を差し引いた額とします。』と規定している。

すなわち、上記第9条は、『Yが保険金を支払うべき損害の額は、人傷損害額算定基準に従い算出した金額の合計額』と明記し、第11条は、『保険金の額は、上記9条の額から自賠責保険支払額、任意保険支払額、賠償金支払額、労災補償給付額等の合計額を差し引いた額』と明記して……『保険金請求権者の権利を害さない範囲』……などという文言は記載されていない……。

〔3〕 本件人身傷害補償特約第9条、第11条は……人傷保険金の算定方法（損害額の決定、支払保険金の計算）について定めた規定であり、

その文理は……明確であって、保険代位という異なる場面について規定した『保険金請求権者の権利を害さない範囲』……をもって、上記第9条は、第11条の規定を歪めて解釈することなど、本件約款の解釈としては不可能である。

(c) 約款解釈の不合理性

しかも、Yの支払保険金額につき……訴訟基準差額説により算定するとなると、約款の解釈の不合理性は顕著となる。

すなわち、Xら主張の算定方法は……Aの過失割合と実損害額（裁判基準による損害額）を決定した上、同実損害額のうち、Aの過失割合（Xらは3割と主張）に相当する額を算定しているのであるから、Xらは、約款の解釈論としては、保険金額から控除すべき金額について、『保険金請求権者の権利を害さない範囲』のものに限定するなど主張しているものの……保険金額の実際の算出過程においては、人傷基準損害額3565万0325円すら全く無関係になってしまい、本件約款における人身傷害補償特約第9条の文理を全く無視した結果となる。

つまり、Xら主張の約款の解釈論は、約款を全く無視して算定した結論をもって、約款を限定解釈した結果であるとして、結果だけ辻褃合わせをしているにすぎず、客観性を要請される約款の解釈方法として、およそこのような約款の文理からかけ離れた解釈は採り得ないといわなければならない。

(d) 簡易迅速に保険金支払額を算定できる傷害保険の性格に反する

……人傷保険は……傷害保険の性格を有するものであり……契約（約款）により保険金支払額が定められている。そして、その保険金額については、簡易迅速に算定できるように定められており、被保険者が身体に傷害を被ることによって……被る損害に対し、約定された人傷損害額算定基準に基づき積算された損害額が填補される仕組みとなっている。

すなわち、本件人傷損害額算定基準……では、傷害による損害（休業損害、慰謝料）、後遺障害による損害（逸失利益、慰謝料、将来の介護

人傷保険における請求権代位の範囲

料)、死亡による損害(葬儀費、逸失利益、慰謝料)について、一般的な訴訟における損害賠償基準よりも低額とされ……上記各損害額の認定を定型化して争いの余地を少なくしている上、被保険者の過失の有無にかかわらず人傷保険金を支払うものとしているので、過失割合に関する見解の相違にかかわらず、簡易迅速に損害額を算定できることになっており、保険事故発生後すみやかに保険給付がされるような仕組みになっている。

ところが、Xら主張のような本件計算規定〔1〕の解釈によれば……損害賠償請求訴訟の確定判決が存在する場合は格別、そうでない限り、保険金額を算定するに当たり、訴訟基準による損害額及び被保険者の過失割合を確定する必要がある、本来、保険会社が人傷損害額算定基準(約款)に従って簡易迅速に保険金額を算定して支払うべき人傷保険金(傷害保険)請求の局面において、保険会社が裁判外で任意に保険金額を算定して支払うことが著しく困難になり、すべからず裁判による決着を余儀なくされることになるが、このこと自体も、およそ人傷保険(傷害保険)契約に基づく人傷保険金(傷害保険金)の支払方法として不合理な結論である。

(e) 人傷保険の保険料体系に見合わず保険業界が混乱に陥る

……人傷損害額算定基準……では、傷害による損害(休業損害、慰謝料)、後遺障害による損害(逸失利益、慰謝料、将来の介護料)、死亡による損害(葬儀費、逸失利益、慰謝料)について、一般的な訴訟における損害賠償基準よりも低額とされており、これに対応して人傷保険料金が設定されている。

ところが……訴訟基準差額説を採用し、損害額について一般的な訴訟における損害賠償基準によると、人傷損害額算定基準で定められていた保険金支払額よりも実際の保険金支払額が高騰し、人傷保険が前提としている保険料体系に見合わず、保険業界が混乱に陥る危険性がある。

(f) 人傷保険金の算定基準も保険会社毎に異なっている

……Yが主張しているとおり……保険法が施行されたことに伴い、損害保険会社各社は、人傷保険を含む約款の改訂を行っており、人傷保険金の算定基準も各社で異なっているが……訴訟基準差額説に従って算定すると、全ての損害保険会社の人傷保険金が裁判基準によって算定された実損害額のうちの被害者の過失割合相当額ということになってしまい、より一層不合理な結論となる。

(g) まとめ

……Xらが主張する訴訟基準差額説は、約款の解釈論としてはおよそ採用する余地」はなく、「当裁判所は、平成24年2月最高裁判決の宮川裁判官補足意見とは見解を異にする⁽³⁰⁾」。

5. 人傷条項の解釈

本稿において概観した人傷保険に関する主な判例によれば、請求権代位について定める保険法制定前の商法（以下、「制定前商法」という）662条の規定と関連して、人傷条項の中で、保険者が「損害に対して支払った保険金の限度内で、かつ、被保険者等の権利を害さない範囲内で」被保険者に代位する被保険者（被害者）の加害者に対する権利の範囲の解釈について争いがみられることが分かる。これに関して、保険法は、一部保険における請求権代位に関して差額説の立場を取り入れたことから（保険法25条⁽³¹⁾）、保険法の下では、差額説による処理に統一されることになる⁽³²⁾。しかし、差額説もいろいろな立場に分かれていることから、

(30) これらの判例の他に、東京地判平成25年3月27日 LEX/DB などがある。

(31) 落合誠一監修・編著『保険法コンメンタール（損害保険・傷害疾病保険）（2014年版）』83頁（岡田豊基筆）（損害保険事業総合研究所・2014年）参照。

(32) 保険法は保険者によりも被保険者の利益の保護を重視するものであるが、同法25条1項によれば、損害額の一部について保険給付が行われるときは、保険給付後も被保険者に損害が残存することになるので、被保険者

人傷保険における請求権代位の範囲

保険法の下においてもこの問題について検討することが求められる。

前述のように、自動車保険約款によれば、人傷保険では、自動車の運行に起因する事故等であって、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者等が被る損害に対して、人傷条項および一般条項に従って保険金が支払われる。保険会社が保険金を支払うべき損害の額は、被保険者が傷害、後遺障害または死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ人傷損害額算定基準に従い算出した金額の合計額とされる。1回の人傷事故につき保険会社の支払う人傷保険金の額は、たとえ被保険者に過失がある場合であっても、それが故意またはきわめて重大な過失にあたらぬ限り、人傷保険金額を限度として、被保険者の過失の有無またはその割合に関係なく支払われる。ただし、支払保険金の計算については、一般的に、人傷基準損害額をもとにして、被保険者1名につき、人傷基準損害額から、自賠責保険による支払額・任意保険による支払額・支払済損害賠償額・労災保険等による支払額等の合計額を控除する場合と、人傷基準損害額のうち被害者有責部分（過失相殺による減額部分）から労災保険等による支払額等を控除する場合に分かれ、後者の場合には、保険者の同意に従って行われる⁽³³⁾。保険会社による代位については、被保険者または保険金請求権者が他人に損害賠償を請求することができる場合には、保険会社は、その損害に対して支払った保険金の限度内で、かつ、被保険者等の権利を害さない範囲内で、被保険者等がその者に対して有する権利を取得する。

さて、比例説をとる【1】【7】をみると、【1】は人傷保険の性質に立脚しており、【7】は、一部保険の比例分担の原則を定める制定前商

に利得が発生してしまう範囲（被保険者が加害者に対して有する見地のうち、残存する損害額を超える部分）に限って代位する（萩本修編著『これ一冊でわかる！新しい保険法』87頁（金融財政事情研究会・2008年）。

(33) 山下・前掲注(7)122頁。

法636条を根拠とし、【1】よりも明確な根拠を示している。しかしながら、人傷条項では、制定前商法の規定とは異なり差額説をとるのが一般的であり、制定前商法636条が任意規定である限りにおいて、個別契約では約款規定に基づいて処理されるべきであるとすれば、比例説によることは約款規定と矛盾する。また、制定前商法636条は一部保険の比例分担の原則を定めるが、同条は、物保険のように保険価額があって比例てん補がなされる場合に妥当するものであり、人傷保険のように実損てん補の保険の場合には成り立たないと解される⁽³⁴⁾。これらのことから、人傷条項について比例説をとることは適切ではないと考える。

人傷基準差額説は、人傷基準損害額を基礎にして代位に関する差額説を適用しようとするものである。人傷基準差額説をとる【2】【5】【9】【10】【14】は、いずれも保険契約者の人傷保険に対する合理的期待に着目している。すなわち、【2】では、保険契約者は、人傷保険と自賠責保険等に基づく給付を通じて、算定損害額の限度で損害がてん補されるもの理解するのが通常であり、この期待を害することは被保険者の権利を害するというべきであるから、保険金の金額は、まず、算定損害額の中の過失相殺部分に充当され、その残部について代位が生ずるとする。差額説をとる限り、このように保険契約者ないしは被保険者の持つ合理的意思と権利とを結びつける解釈は合理的である⁽³⁵⁾と考える。そして、人傷基準損害額は、人傷保険において保険者の認定する被保険者の損害額算定基準に従い算出される損害額であり、任意保険の損害額算定基準に準ずるものであることから、【5】において、被保険者に重大な過失がない限り、被保険者の損害のうち、約款に定められた基準に従って算出された損害額について、保険金額の限度で保険金が支払われることを前提としているものと解していることと矛盾するものではないと考える。また、【10】【14】では、裁判基準差額説をとらない理由として、同説は、

(34) 山下・前掲注(7)124頁。

(35) 山下・前掲注(7)128頁(注11)を参照。

人傷保険における請求権代位の範囲

保険金の支払が損害賠償金の支払に先行する場合と、損害賠償金の支払が保険金の支払に先行する場合とで、被保険者が受領する合計金額が異なることになる可能性がある」と指摘する。これに対して、人傷基準差額説では、被保険者は、保険金と損害賠償金の支払の先後にかかわらず、人傷基準損害額を回収することができる⁽³⁶⁾。しかしながら、【14】によれば、人傷損害額算定基準では、傷害による損害、後遺障害による損害、死亡による損害について、一般的な訴訟における損害賠償基準よりも低額とされる。人傷保険においてこのような取り扱いがなされる理由について、人傷基準差額説をとる判例をみると、人傷基準損害額は裁判基準損害額よりも低く抑えられているが、人身条項においては被保険者の過失の有無を問わず保険金が支払われるのであるから、約款規定の解釈からして、人傷基準損害額で被保険者の損害を充足するに足りると解されると判示しているように読むことができる。この理由について、【14】は明確に論じている。すなわち、傷害保険である人傷保険において簡易迅速に保険金支払額を算定するため、前述の損害賠償基準に対応して人傷保険料金が設定されているためとしている。とはいうものの、【14】の理由に一理あるとしても、被保険者が被った傷害による損害が一般的な訴訟における損害賠償基準よりも低額であることは、裁判基準差額説と比較して、被保険者の回収できる金額が少なくなるという事態を招いてしまう。その限りにおいて、被保険者としては、たとえ時間がかかっても訴訟に持ち込むことを選択する可能性が高まるであろう。

最高裁判決【12】【13】は、被保険者である被害者に事故の発生等につき過失がある場合において、被保険者に保険金を支払った保険会社は、代位条項にいう「保険金請求権者の権利を害さない範囲」の額として、被害者について、過失相殺前の損害額（裁判基準損害額）に相当する額が保険金請求権者に確保されるように、保険金の額と被害者の加害者に

(36) 山下・前掲注(7)127頁。

対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回るときに限り、その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当であると判示して、裁判基準差額説をとることを明示した。しかしながら、裁判基準差額説は、前述のように、保険金の支払が先行する場合と、損害賠償金の支払が先行する場合とで、被害者が受領する合計金額が異なるという可能性がある。すなわち、人傷条項では、損害賠償金の受領が先行する場合には、被保険者は人傷基準損害額以上の損害を回収できないとされていることから、裁判基準差額説によれば、人傷条項に従う限りに⁽³⁷⁾おいて、人傷保険金の受領が先行する場合と同じ結果を得ることは難しい。

以上のことからすれば、人傷基準差額説と裁判基準差額説のいずれをとっても課題が残る。それゆえに、【13】の補足意見で示されているように、保険金の支払と損害賠償金の支払の先後によって被保険者が受領する合計金額が異ならないように、保険約款について見直しが必要であろうが、さしあたり、人傷条項の解釈として次のように考える。すなわち、この場合、①人傷条項に基づいて保険金を受領するすべての被保険者が可能な限り平等に取り扱われることが必要であり（被保険者間の平等）、②保険契約者が人傷保険に加入するにあたって持つであろう合理的期待を考慮することが必要であろう。また、【14】が示しているように、③人傷保険を巡っては、保険約款の規定を重視し、それについて解釈すべきであろう。すなわち、たとえ裁判で争われる場合であっても、裁判所は人傷保険の約款規定に則って解釈すべきであり、保険実務の原則に従う必要がある。したがって、裁判に持ち込まれる場合とそうでない場合とを比較して、被保険者が同一額を確保すべきであろう。というのは、【14】が示しているように、人傷保険料は人傷基準損害額に対応して設定されているからである。また、④被保険者において、保険金

(37) 山下・前掲注(7)132頁。

人傷保険における請求権代位の範囲

の支払が先行する場合と損害賠償金の支払が先行する場合とを比較して、被保険者の受領する保険金の額が変わることは好ましくないと考える（個別被保険者における機会の平等）。さらに、最高裁が【12】【13】において、保険金の支払が先行する場合において、保険会社は、保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回る部分に相当する額の範囲で損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当であると判示していることで、最高裁の立場は裁判基準差額説で確定していることから、人傷条項に関するこの問題についてもはや人傷基準差額説をとることは難かしいといえるかもしれない。しかし、【12】【13】は保険金の支払が先行する場合であることから、【14】のように、損害賠償金の支払が先行する場合に人傷基準差額説をとる余地はあろう。とはいうものの、保険金の支払が先行する場合と損害賠償金の支払が先行する場合とで被保険者が異なる金額を確保することは、必ずしも好ましいとは言えない。以上の観点から、裁判に持ち込まれていない場合には、人傷基準差額説によることは当然のこととし、そのうえで、裁判に持ち込まれ、裁判基準による損害額が確定している限りにおいて、人傷基準による損害額を裁判基準による損害額と読み替えるべきであると解する説を支持したい。⁽³⁸⁾この説によれば、被保険者間の平等を確保することが可能であり、人傷基準損害額は人傷条項に基づいてすでに認識されていることから裁判の迅速化を図ることもできる。しかしながら、このような捉え方に対しては擬製であるとの批判もなされうると考えることから、前述した諸々の観点（①～④）を考慮したうえで、保険約款の見直しを図り、被保険者間の平等を確保すべきであろう。

(38) 山下・前掲注(7)133頁。